

平成22年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

商工観光労働部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
高等技術専門学校	離職者職業能力開発事業委託	職業訓練委託 (医療事務スペシャリスト科) (1月開講) (単価契約)	平成23年1月5日	有限会社スタック	5,166,000	国の単価契約限度額の中で、金額だけを決定要素とせず、より就職に結びつく訓練を実施するため、プロポーザル方式を選定したため。	2号	4